

(仮称) 日置市リサイクルプラザ整備運営事業
実施方針 (R 5 . 5 版)

令和 5 年 5 月

日置市

《目次》

第1	事業内容に関する事項.....	1
1.	事業名称.....	1
2.	対象となる公共施設等の種類.....	1
3.	公共施設等の管理者等の名称.....	1
4.	事業予定地.....	1
5.	事業の目的.....	1
6.	事業の内容.....	1
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1.	募集及び選定のスケジュール（予定）.....	5
2.	応募者の構成.....	5
3.	応募者の参加資格要件.....	6
4.	提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	7
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	8
1.	想定されるサービスの水準・仕様.....	8
2.	リスク分担及びその考え方.....	8
3.	本市による事業の実施状況の監視.....	8
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	9
1.	本施設の立地条件.....	9
2.	施設規模.....	9
第5	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	10
1.	係争事由に係る基本的な考え方.....	10
2.	管轄裁判所の指定.....	10
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	11
1.	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	11
2.	本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	11
3.	当事者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合.....	11
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	12
1.	法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項.....	12
2.	財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	12
3.	その他の支援に関する事項.....	12
第8	その他事業の実施に関し必要な事項.....	13

1. 議会の議決.....	13
2. 留意事項.....	13
3. 応募に伴う費用負担.....	13
4. 問い合わせ先.....	13

別紙1：事業に係るリスク分担（案）

別紙2：（参考資料）日置市クリーン・リサイクルセンター概要

別紙3：実施方針等に関する意見・質問書

《用語の定義》

本公募説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本市」とは、日置市をいう。
- (2) 「本事業」とは、(仮称)日置市リサイクルプラザ整備運営事業をいう。
- (3) 「本施設」とは、(仮称)日置市リサイクルプラザ整備運営施設をいう。
- (4) 「民間事業者」とは、本事業の全て又はその一部を実施する者をいう。
- (5) 「募集要項」とは、本事業のプロポーザル公募の際に配布する公募説明書、要求水準書、優先交渉権者選定基準書等の資料をいう。
- (6) 「基本協定」とは、優先交渉権者決定後、事業契約及び運營業務委託契約の締結に向けて、本市と優先交渉権者が締結する協定をいう。
- (7) 「応募者」とは、本事業の公募に応募する単体の民間事業者若しくは複数の民間事業者で構成される応募グループをいう。
- (8) 「応募グループ」とは、本事業の公募に複数の民間事業者で応募する場合において、構成員及び協力グループからなる企業グループをいう。
- (9) 「構成員」とは、応募者が本事業を実施するに当たり、特別目的会社を設立する場合において、その特別目的会社へ出資する民間事業者をいう。
- (10) 「協力企業」とは、本事業を担う応募者のうち、事業開始後、本施設の設計・建設業務又は長期包括運營業務について、全て又は一部を代表企業（特別目的会社を含む。）から請け負うことを予定している特別目的会社へ出資しない民間事業者をいう。
- (11) 「代表企業」とは、単独で本事業に参加する場合には、その民間事業者を指し応募グループで参加する場合には、代表して応募手続き等を行う民間事業者をいう。

第1 事業内容に関する事項

1. 事業名称

(仮称) 日置市リサイクルプラザ整備運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物中間処理施設

3. 事業予定地

鹿児島県日置市内で、応募者が提案する用地

4. 事業の目的

本市は、市民・事業者及び市が一体となって、資源の浪費とごみの排出を可能な限り少なくし、徹底した環境保全に努める資源循環型社会を目指しながら、最終的に排出されるごみについては、できる限り環境への負荷の低減に努め、生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理していくこととしている。

一方、本市で発生する粗大ごみ及び資源ごみ等は、日置市クリーン・リサイクルセンター（平成11年4月竣工）の施設で処理しているが、現施設の設備は老朽化が進み、更新時期を迎えているほか、隣市である鹿児島市に建設されているなど、非効率となっている。このことから、本市では、効率的な処理を目指して、本市内で新たな施設整備を行うこととした。

事業推進に当たっては、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、安全で安定的かつ効率的なごみ処理の適正処理及び再資源化を実現するため、本事業を計画するものとする。

5. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、民間事業者が事業の実施に必要な資金の確保を行ったうえで、自らの提案をもとに本施設等の整備を行い、事業期間が終了するまで施設を保有し、維持管理等運営を行う民設民営方式により実施する。

(2) 契約形態

本市は、本施設の施設整備及び運営業務を民間事業者に一括で委託するために、本事業に係る事業契約を締結する。また、本市は事業契約に基づ

き維持管理等運營業務委託契約を締結する。

(3) 事業期間

民間事業者との協議による。

施設整備期間：事業契約締結日の翌月を始期とし、令和7年度までの期間を想定している。

運営期間：施設竣工日から20年を経過した日までの期間を想定している。

(4) 事業期間終了時の対応

本市は、本施設を20年以上の長期にわたり使用することを想定しており、本市及び民間事業者が協議により合意した場合には、合意内容に基づき事業期間を延長することを予定している。したがって、民間事業者は、その前提を踏まえて処理業務を行うこととし、事業期間終了後も継続して確保できる事業用地を提案することとする。

事業期間終了時の対応については、本市及び民間事業者が、事業期間終了日より5年前を目途に協議を始め、事業期間終了の3年前を目途に決定するものとする。本市及び民間事業者が協議により合意した場合、事業期間を合意内容に基づき延長する。

(5) 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ本市が行う行政手続等に対して協力することとする。

1) 事前業務

民間事業者は、一般廃棄物の処理を行うために必要な許認可を適正なスケジュールで取得することとする。以上の許認可には、一般廃棄物処理に関する施設の設置許可及び処理業の許可が含まれるものとする。

また、本施設の設置や本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応について、本市に協力するものとする。

なお、施設整備に必要な資金については、民間事業者が調達する。

2) 事業用地の確保

民間事業者は、「第4 1. 本施設の立地条件」に記載した事業用地に関する要件を満たすよう、自らが提案した事業用地の利用環境を確保する。

3) 処理業務

民間事業者は、民設民営方式を採用する本事業の趣旨を踏まえ、本事業の処理対象物の処理に係る業務全般を担うものとする。処理業務の主な内容は以下のとおりとする。

①施設整備に関する業務

本施設等に係る設計・建設及び施工監理を行うものとする。建設については、機械電気設備工事、土木・建築工事、配管工事及び試運転を含むその他関連業務一式を行うものとする。

②本施設の運營業務

本施設の運營業務は、以下のとおりとする。

- ・一般廃棄物処理手数料等の徴収業務
- ・搬出入管理業務
- ・運転管理業務（選別・回収物の搬出、残渣の搬出を含む）
- ・維持管理業務
- ・情報管理業務（記録、報告、情報発信等）
- ・環境管理業務
- ・関連業務（施設警備、清掃・植栽管理等）
- ・その他本施設の運営を実施する上で必要な業務

(6) 本市が実施する業務の範囲

本市が実施する業務の主な範囲は、以下のとおりとする。

1) 事前業務

①施設の設置許可及び処理業の許可の確認とそれらを含む許認可の取得への協力

②本施設の設置や本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応

2) 本施設等の整備に係る業務

①民間事業者の建設進捗・施工監理状況の確認

②本施設の設置や本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応

3) 本施設の運営に係る業務

①処理対象物の収集・運搬

②運営モニタリング

③処理委託料の支払い

④本事業実施自体に関する住民合意の形成・地元対応

⑤行政視察への対応

⑥市民への情報提供、啓発活動

- 4) 他の地方公共団体との協議（非常時のごみ受入協定等）
- (7) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、以下のとおりとする。

- 1) 事業用地の使用に関する対価
 - 2) 本施設の設計・建設業務に関する対価
 - 3) 本施設の運營業務に関する対価
 - 4) 一般廃棄物処理手数料及び資源化物の売却による収入
- (8) 関係法令の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間事業者における本市のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を發揮した提案、事業用地の確保等の観点から、公募型プロポーザル方式で行う。

民間事業者の選定は、応募者が募集要領に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が技術的観点から本事業が確実に遂行されることが見込める内容であること等について、段階的に審査を実施する。

1. 募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

日 程	内 容
令和5年5月下旬	公募（R5.5）の公告
令和5年5月下旬	募集要項等の配布開始
令和5年6月上旬	募集要項等に関する質疑回答
令和5年6月下旬	参加表明書、資格審査申請書類及び簡易提案書の受付締切
令和5年6月下旬	資格審査の結果通知
令和5年7月上旬	企画提案書類の受付
令和5年7月～8月	基礎審査、非価格要素及び価格審査
令和5年8月下旬	総合評価の実施
令和5年8月下旬	優先交渉権者の決定
優先交渉権者決定後速やかに	基本協定の締結
令和5年8月～	契約詳細の協議
令和5年10月	事業契約の締結

2. 応募者の構成

- (1) 応募者は、単独の企業又は複数の企業等で構成される応募グループ（一つの企業がこれらの役割を兼任することを認める。）とする。
- (2) 応募グループは「代表企業」を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
- (3) 主たる役割を担う応募者は、維持管理等運營業務の実績があり、経営等の状況が良好であること。

- (4) 応募者は、構成企業及び協力企業のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- (5) 代表企業、構成企業及び協力企業の変更は原則認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 代表企業、構成企業及び協力企業のいずれかが、応募時において他の応募者の代表企業、構成企業及び協力企業となることは認めない。
- (7) 応募者と関連会社に関係にある企業が、他の応募者の構成企業になることはできない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

3. 応募者の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 日置市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 17 年日置市告示第 21 号）及び日置市物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 22 年日置市告示第 23 号）に定める指名停止の措置要件に基づく指名停止の措置を受けている者（提案書類提出日までの間に当該措置要件に該当することとなった者を含む。）でないこと。ただし、指名停止の措置を受けた事由により、本市において判断する。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
- (6) 直近事業年度の国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 企画提案の実施に関し法律上必要とする資格を有している者であること。
- (9) 廃掃法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- (11) 鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条各号

に定める暴力団関係者でないこと。

4. 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

本市は、日置市プロポーザル方式実施要綱（平成24年日置市告示第36号）に基づき、次のとおり審査を行う。

(1) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

(2) 提案審査

1) 基礎審査

基礎審査は、応募者から提出された提案書類について、要求水準書等に示す基準を満たしているものであること及び事業としての妥当性を有していることの審査を行う。

2) 非価格要素審査

非価格要素提案書及び業務計画書の提案内容を評価の視点に基づいて評価し、点数化する。必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。

3) 価格審査

価格審査における点数化方法に基づいて提案価格を点数化する。

4) 総合的な評価

総合評価では、基礎審査、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、優先交渉権者及び次点優先交渉権者を選定する。

なお、総合評価の方法等については、募集要項等において示す。

(3) 優先交渉権者の決定及び審査結果の公表

本市は、事業者選定委員会の報告を受けて優先交渉権者及び次点優先交渉権者を決定し、その結果を公表する。

(4) 提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

なお、事業契約の締結に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないこととし返却はしない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項及び提案書類に基づく諸条件を踏まえ、事業期間にわたり、必要かつ適切な処理業務を行うものとする。

2. リスク分担及びその考え方

(1) 基本的な考え方

本事業に係るリスク回避及び防止に係る責任は、民間事業者が管理できるものは原則として民間事業者が負うこととする。民間事業者に帰責事由がない場合や不可抗力による場合等、当該リスクを民間事業者が負うことが不適當な場合には、本市が負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

本市と民間事業者のリスク分担は、原則として別紙3に示すものを基本とする。

3. 本市による事業の実施状況の監視

本市は、民間事業者が実施する本施設等の整備業務及び維持管理等運営業務の各段階における全ての業務について、監視を行う。

また、民間事業者が提供する施設の整備業務及び維持管理等運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出及び実施を求めるとともに、対価の支払い額を減額することができる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 本施設の立地条件

(1) 事業予定地の地域

応募者は、日置市内で事業を実施するために必要な要件を満たす事業用地を選定して提案すること。

(2) 事業予定地の面積

提案による。本事業の実施に必要な面積を十分に確保すること。

(3) 都市計画に関する事項

本施設の立地に支障のある要件を含まないこと。

1) 都市計画区域

2) 用途地域

3) 建ぺい率

4) 容積率

(4) 地形、地質等

1) 地理条件 提案による。

2) 地質の状況 提案による。

(5) その他

本市は、本施設を20年以上の長期にわたり使用することを想定しており、本市及び民間事業者が協議により合意した場合には、合意内容に基づき事業期間を延長することを予定していることから、応募者は、事業期間終了後も確保できる事業用地を提案することとする。

事業予定地への運搬経路等については、事業予定地の決定を踏まえて、民間事業者と協議のうえ決定する。

2. 施設規模

民間事業者の提案及び本市との協議により決定する。

第5．事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1．係争事由に係る基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業規約に規定する具体的措置に従うものとする。

2．管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6．事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1．民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2．本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、本市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3．当事者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市及び民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。

第7．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1．法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業に関して民間事業者への法制上の優遇措置等は想定していない。

2．財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業に関して民間事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3．その他の支援に関する事項

本事業の実施に必要な許認可に関し、本市は、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本市と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

第 8. その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本市は、本事業に係る債務負担行為の設定、出資の実施及び維持管理等運営業務委託契約の締結に当たっては、市議会の議決を経るものとする。

2. 留意事項

本事業の応募に当たり、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に応募手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、本市は、当該応募者の参加を拒否すること又は応募手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、本市が必要と認めたときは、応募手続を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

3. 応募に伴う費用負担

民間事業者の応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

4. 問合せ先

担当部局： 日置市 市民福祉部 市民生活課

担当者： 瀬戸口、久木崎

郵便番号： 899-2592

住所： 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

電話： 099-248-9448（課直通）

FAX： 099-246-5055

メール：seikatsu@city.hioki.lg.jp